

ご注意ください! 「アライグマ」被害が多発しています

アライグマは北米原産の中型の哺乳類です。タヌキに似ていますが、長いしっぽにしま模様があるのが特徴で、ペットとして輸入されたものが逃げたり放されたりして野性化し、県内で急激に生息数を増やしています。

町でも、人家に住み着いたり農作物を食い荒らしたりするなどの被害が近年多く発生し、問題となっています。アライグマは、天敵がなく雑食性で強い繁殖力を持っていることから、さらに被害が拡大していくおそれがあります。

アライグマは法律によりペット・鑑賞の目的で飼養等をすることは禁止されています。また、見かけによらずどう猛なので、むやみに手を出すことは大変危険です。

自宅や周辺で見かけたり、被害にあったりした場合は生活環境課まで連絡をお願いします。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線223）へ。



ご協力ありがとうございました!

平成21年度 緑の募金(家庭募金)

合計1,132,257円

皆さんからいただいた貴重な募金は、身近な緑化活動（学校、公園などの公共施設の植樹、苗木配布や森林整備）や緑化に関する国際協力への資金として活かすため、社団法人埼玉県緑化推進委員会に送金しました。

緑の募金（家庭募金）は募金額の50パーセントが緑化事業推進のため、募金を実施した市町村に還元されます。

町ではこの資金を、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林の造成と林業の振興を図るために行っている「寄居町森林整備事業」の補助金の一部に充てています。平成20年度には、19年度に実施した緑の募金（家庭募金）の還元金である567,000円を6.50ヘクタールの森林整備に活用しました。

多くの皆さんのご理解とご協力、ありがとうございました。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

効成分名、⑤使用量・希釈倍数、⑥気象条件などを見込んで記録しました。散布器具はきちんと洗浄・洗浄液は適正に処理・農薬は安全な場所に保管などに記載された使用上の注意を守るだけで、ラベルなどにより周囲の住民に影響が及ぼさないよう、細心の注意が必要です。

住宅地等における農薬使用について

1 定期散布はやめましょう
病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫や被害の早期発見に努め、病害虫の状況に応じた防除を行いましょう。

2 農薬使用の回数・量を削減しましよう
病害虫に強い作物や品種の選定、防虫網等による物理的防除方法などにより、農薬使用の回数・量を削減しましょう。

3 飛散を少なくする工夫
やむを得ず散布する場合は、①無風または風が弱いときなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に実施、②風向き、ノズルの向き等に注意、③粒剤等の飛散の少ない農薬や飛散低減ノズルの使用など、飛散防止に最大限配慮しましよう。

4 周囲への注意を呼びかけ
周囲の住民に対して、事前に①農薬使用の目的、②散布日時、③使用農薬の種類などを確認した上で、農薬を散布する際は、ラベルなどに記載された使用上の注意を守るだけではなく、飛散がないうちに飛散しないよう、細心の注意が必要です。

5 農薬を混用する場合は、十分注意しましょう
他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、その内容を厳守しましょう。また、知見のない農薬の混用は避けましょう。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

農薬は適正に使用しましょう!

適正な使用が食の安全・安心を守ります



農薬は、農作物などの病害や害虫の防除に有効な手段であり、適切に使用すれば安全な資材です。しかし、周囲に飛散することで、人の健康にも影響を及ぼす場合があります。病害虫や雑草の発生状況から農薬を使用する場合は、周辺環境への最大限の配慮と細心の注意をお願いします。

- 1 農薬を使う人すべてが対象です
家庭菜園や樹木等に使用する場合も使用基準を守らなければなりません。
- 2 無登録農薬は絶対に使つてはいけません
すべての農薬は登録制です。農薬ラベルに登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇号）が記載されているものは使用してはいけません。
- 3 一般的なノズルと飛散の少ないノズル
農薬にはそれぞれ最終有效年月が定められ、容器（または包装）に表記されています。
- 4 最終有効年月を過ぎた農薬は品質が保証されません。
農薬には品質の保証がないことがあります。
- 5 水田からの農薬流出を防ぎましょう
河川環境への配慮だけではなく、農薬の効果を高めるためにも、水田では農薬散布後7日間程度止水を行いましょう。

- 6 土壌消毒する農薬は被覆が必要です
揮発性の農薬（クロルビクリンなど）で土壌消毒を行う場合、ガス化して周囲に影響を与えることがあります。被害防止と防除効果を高めるためにもしっかりと被覆をしましょう。
- 7 農薬は使用記録をきちんと残しましょう
使用した年月日、場所、対象作物、使用した農薬名（有効成分名）、使用量・希釈倍数、気象条件を記録し、残しておきましょう。効率のよい防除計画の検討に役立つとともに、農作物の安全性を保証する重要な資料となります。

- 1 農薬散布前のチェック
農薬のラベル内容は確認しましたか（作物名、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数など）。
- 2 農薬散布時のチェック
散布器具はきれいに洗浄してありますか。前回使用した農薬が残っていますか。近隣の生産者と連絡を取りますか（収穫時期が近い作物がある場合、収穫日や収穫日を調整するなど）。
- 3 農薬散布後のチェック
散布器具はきれいに洗浄してありますか。必要以上に多く散布していませんか。散布をしていませんか。風の強さや向きは確認せんか。散布日や収穫日を調整するなど。
- 4 周辺への注意を呼びかけ
周辺ほ場に栽培されている作物は確認しましたか（収穫時期が近い作物がある場合、収穫日や収穫日を調整するなど）。
- 5 農薬散布前のチェック
農薬散布前のチェック
農薬散布前のチェック
農薬散布前のチェック
農薬散布前のチェック
農薬散布前のチェック
農薍適正使用のチェック



問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。

問い合わせ／産業振興課（☎581-2121内線404）へ。